

【Q6】 契約書で、No Warranty の表題以下の部分のみ大文字になっているものがありますが、なぜでしょうか。

【A6】 なぜ No Warranty と題する条項だけが大きく書かれているのかを説明するには Warranty の意義から説き起こす必要があります。

17, 18 世紀までのイギリスにおいては、売主の明示の担保約束 (Warranty) がある場合を除いて、買主は自らの危険において物を買うのであって、目的物の瑕疵などを理由に救済を求めることはできないとされていました。この考え方は、一般に Caveat Emptor 「買主をして警戒せしめよ。」という法格言によって示されます。18 世紀イギリスの契約自由の原則に支えられた放任主義経済の下で、むしろ売主には担保責任を負わせず、買主の注意力を養わせるようにした方が健全な取引社会の形成に役立つと考えられたのです。

18 世紀末頃から次第に Caveat Emptor の法理の不合理性が指摘されるようになり、さらに、19 世紀に入ると裁判所は明示的担保・保証が存在しない場合にも、契約解釈の結果として黙示的担保 (Implied Warranty) を認めるようになりました。

近代に入って買主が売主と対等の商品知識と交渉力をもつとする前提がくずれ、売主や供給者が製造過程を独占し、逆に買主は商品について専門知識を有しない一般大衆にすぎないという図式が生み出されました。その結果、契約自由の原則を背景に、法が売主・買主の間に何の介入もしないのは妥当ではなく、積極的に売主の担保責任を法定して買主を保護すべきであるとされたのです。そこで生まれたのが、黙示の担保・保証 (Implied Warranty) の考え方で、この下では売主は契約書に何ら明示の保証文言を書かなくとも黙示的に対象物品の品質や商品性などについて保証したものとされます。

この黙示の保証の原則につき、アメリカ合衆国の統一商事法典 (Uniform Commercial Code, U. C. C.) は、商品性 (Merchantability) についての黙示の保証の全部または一部を排除または変更するためには、商品性について言及しなければならず、それが書面の場合には、明瞭 (Conspicuous) に記載されていなくてはならないとします (2-316 条 (2))。また、適合性 (Fitness) についての担保を排除し、変更するためには、排除が書面により、かつ明瞭に記載されていなければならないとします。適合性についてのすべての黙示の担保を排除しようとしたら、"There are no warranties which extended beyond the description on the face hereof." 「この契約の表面に説明された以上の保証はしない」のように記載がなされていれば十分であるとも規定しています。

どういった書き方をすれば「明瞭」といえるかですが、その部分だけを全部大文字にする、あるいはゴシック体にするなどが一般に行われています。したがって、契約書のなかで "No Warranty" の表題の下に保証責任を否定したり "Limitation of Liability" の表題の下に物品やサービスの供給者側の責任を制限しようとする場合などにこうした書き方をします。この背後には、消費者に不利益になる内容は分かりやすく明瞭に示すべきであるとする消費者保護の考え方がありますので、準拠法がアメリカの州法でなかったとしてもこのよう

な書き方をすることがあります。

わが国においても, 2000年5月に消費者契約法が成立し, 2001年4月1日から施行になりました。同法は, 事業者の損害賠償責任を一方的に免除する条項を無効とする内容(8条)を含んでいます。

(弁護士 長谷川俊明)